

福井市農林水産奨励賞実施要綱

(目的)

第1条 福井市の農林水産業発展のため優れた取組を行い、意欲をもって創意工夫をこらした農林水産業活動を行っている農林漁家団体及び農林漁業者等を広く紹介し、顕彰することにより、やる気と経営マインドにあふれる農林水産業の推進・拡大を図る。

(対象者)

第2条 福井市において農林水産業に従事又は関係しており、現に活動している個人、企業又は団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 意欲をもって創意工夫をこらした農林水産業活動を行っており、地域の活性化や他の模範となる者
- (2) 福井市の特産品を推進・拡大している者
- (3) その他、福井市の農林水産業の発展のために優れた取組を行っている者

(推薦)

第3条 前条の規定に該当する対象者があると認める関係団体等は、福井市長に推薦書（様式第1号）を提出する。

(選考)

第4条 選考は、別に定める選考委員会による一次選考と、福井市総合農政推進会議による最終選考で行う。

- 2 農林水産部長は、選考委員会を開催し、一次選考した候補者について福井市総合農政推進会議に諮る。
- 3 選考委員会は、必要に応じ関係団体等の意見を聴くことができる。
- 4 福井市総合農政推進会議会長は、最終選考した候補者について市長に推薦する。

(被表彰者の決定および表彰)

第5条 市長は、前条の結果を受けて被表彰者を決定し、表彰する。

(授賞の取消し)

第6条 被表彰者が、本人の責めに帰すべき行為により著しくその名誉又は信用を失墜したと認められるときは、表彰を中止し、又は既に行った表彰を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

実施要綱 第4条関係

福井市農林水産奨励賞 選考委員会

委員長	農林水産部部長
副委員長	福井農林総合事務所農業経営支援部部長
〃	農林水産部次長
委員	商工振興課課長
〃	農政企画室室長
〃	林業水産課課長
〃	農村整備課課長
〃	園芸センター所長
〃	中央卸売市場場長